

2020年2月～10月までの任意の ——連続する3ヶ月間—— の事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

## 新型コロナウイルスの影響で 事業収入が減少している

中小企業庁

# 中小企業・小規模事業者に対する 固定資産税等の減免!

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

**【減免対象】**

- ・ 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・ 事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

**【中小企業者・小規模事業者とは】**

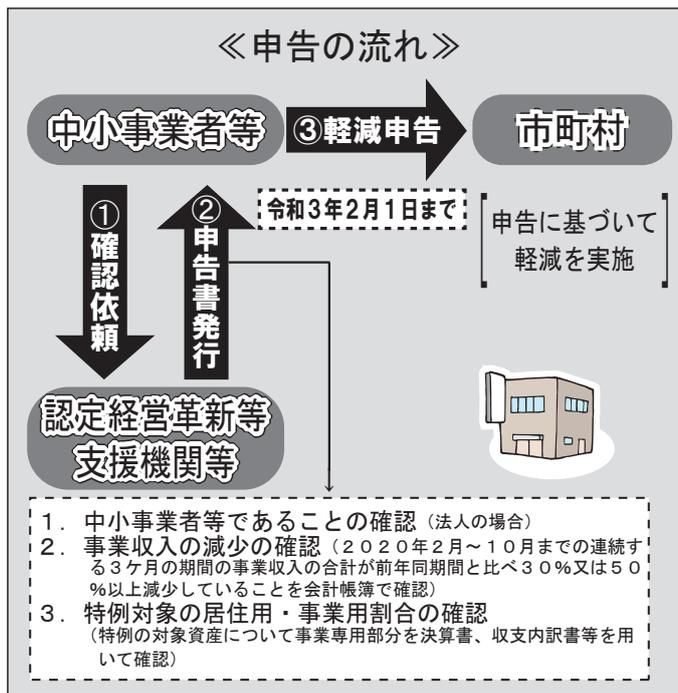
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1千人以下の場合。ただし、大企業の子会社等は対象外となります。

**【申告方法・申告期限】**

中小事業者等は、認定経営革新等支援機関等や税理士や公認会計士に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受けます。

事業者は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式を利用して、認定経営革新等支援機関等から申告書を発行してもらい、2021年1月以降に申告期限（2021年2月1日）までに固定資産税を納付する市町村に必要書類とともに、軽減を申告します。

各自自治体が定める申告書様式は所在の市町村のWEBページなどから入手して下さい。



**【認定経営革新等支援機関への申告書類】**

- ① 中小事業者（個人、法人）であること
- ② 個人については、  
  - 常時使用する従業員が1千人以下であること、
  - 性別風俗関連特殊営業を行っていないことを申告書の誓約事項で確認。
- ③ 法人については、  
  - 資本金等要件を満たすこと、
  - 大企業の子会社でないこと、
  - 性別風俗関連特殊営業を行っていないこと

を申告書の誓約事項で確認。

- ② 事業収入の減少  
  - 会計帳簿等で、2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べて減少していることを確認。
- ③ 特例対象家屋の居住用・事業割合  
  - 青色申告決算書・収支内訳書等で、特例対象家屋の居住用・事業用割合を確認。

**【対象者・軽減率】**

中小事業者（個人、法人）について、2020年2月～10月の任意の連続する3ヶ月の期間の事業収入の合計が、

- ・ 前年同期比▲30%以上50%未満の場合  
 ↓ 1/2 軽減
- ・ 前年同期比▲50%以上の場合  
 ↓ 全額免除

詳しいことや軽減申告書はあなたの市町村のWEBページを「参照下さい」。

製作：中小企業庁HP参照